

食安輸発0303第1号  
平成27年3月3日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(オランダ産キャベツ及びその加工品)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第4号（最終改正：平成27年3月2日付け食安輸発0302第1号）にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、オランダ産生鮮キャベツから基準値を超えるペンシクロンを検出したことから、同通知の別表1中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
オランダ	キャベツ及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ペンシクロン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるペンシクロンが検出されるおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対し自主検査を指導することとし、自主検査での対応が困難な場合には、行政検査にて対応することとするので、よろしく申し上げます。また、検査命令を開始する日については、別途連絡することとします。